

組合型ファンドに関する平成 21 年度税制改正

平成 21 年度税制改正では、非居住者・外国法人による投資事業有限責任組合などの組合型ファンドへの投資を促進するために、外国組合員に対する課税の特例が創設されました(平成 21 年度税制改正については、4 月号及び 5 月号のニュースレターもご参照ください。)

1. 恒久的施設を有しない非居住者・外国法人へののみなし特例

民法上の任意組合、投資事業有限責任組合、有限責任事業組合などの組合型事業体は、所得税・法人税の納税主体とならず、組合の事業から生じた所得は、各組合員が組合の事業を自ら行うことにより直接に取得するものとして、分配割合に応じて各組合員に帰属します。また、組合は各組合員が共同で事業を行うものであると考えられていることから、組合型事業体が国内の恒久的施設を通じて事業を行う場合には、その組合員である非居住者又は外国法人は、国内に恒久的施設を有するものとして取り扱われ、組合の事業から生じた所得について日本での所得税・法人税等の申告が必要となるものと理解されています。

しかしながら、本邦の投資事業有限責任組合や外国のリミテッドパートナーシップにより組成される組合型投資ファンドでは、一般に、組合財産の運用・業務の執行を行う無限責任組合員と、組合に対して金銭出資を行うのみで組合業務への関与が少ない有限責任組合員が存在します。有限責任組合員は、組合の事業を共同して行う事業者というよりも、むしろ、組合の事業に対して受動的に投資を行う投資家と表現する方が適切な存在です。

そこで、平成 21 年度税制改正では、投資組合契約を締結している組合員である非居住者又は外国法人(以下「外国組合員」といいます。)で、一定の要件を満たす者は、国内に恒久的施設を有しない非居住者・外国法人とみなし

て、所得税法及び法人税法の規定を適用する旨の措置が設けられました¹。本特例の適用を受けるためには、外国組合員は、次のすべての要件を充足する必要があります。

- ① 投資組合契約によって成立する投資組合の有限責任組合員であること。
- ② 組合事業に係る業務の執行等を行わないこと。
- ③ 組合財産に対する持分割合が 25%未満であること。
- ④ 投資組合の無限責任組合員と特殊の関係のある者でないこと。
- ⑤ ほかに国内に恒久的施設を有しないこと。

また、本特例の適用を受けようとする外国組合員は、特例適用申告書を作成の上、配分の取扱者(投資組合の無限責任組合員で、その投資組合の利益の配分の取扱をする者)を通じて特例適用申告書を所轄税務署長に提出する必要があります²。

2. 事業譲渡類似株式譲渡の特例

国内に恒久的施設を有しない非居住者・外国法人が行う内国法人の株式等の譲渡による所得は、事業譲渡類似株式譲渡などの一定のものに限り、所得税・法人税の課税の対象とされています³。事業譲渡類似株式譲渡とは、(i)譲渡年又は譲渡事業年度終了の日以前 3 年内のいずれかの時において、内国法人の特殊関係株主等がその内国法人の発行済株式等の 25%以上に相当する株式等を所有しており(所有株数要件)、(ii)譲渡年又は譲渡事業年度において、その譲渡を行った非居住者・外国法人を含む内国法人の特殊関係株主等が最初にその内国法人の株式等の譲渡をする直前のその内国法人の発行済株式等の総数の 5%以上の株式等の譲渡をした(譲渡株数要件)場合の当該株式等の譲渡をいいます。

非居住者・外国法人が組合を通じて内国法人の株式等を保有し、かかる組合を通じて内国法人の株式等を譲渡し

本ニュースレターの執筆者



いとう へい
伊東 啓
パートナー
弁護士



いとう とし
伊藤 剛志
アソシエイト
弁護士

本ニュースレターは法的助言を目的するものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士・税理士の助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。本ニュースレターの発送中止のご希望、ご住所、ご連絡先の変更のお届け、又は本ニュースレターに関する一般的なお問合せは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室
(電話:03-5562-8352 E-mail:info@jurists.co.jp)

た場合には、事業譲渡類似株式譲渡の所有株数要件及び譲渡株数要件は、「特殊関係株主等」の範囲に当該非居住者・外国法人が締結している組合契約に係る組合員が含まれるため、組合を一体として判定されます⁴。すなわち、組合型投資ファンドが内国法人の発行済株式等の25%以上を保有しかつ5%以上の株式等を譲渡した場合、外国組合員は、国内に恒久的施設を有しないときでも、その組合型投資ファンドに対する持分の割合に拘わらず、その譲渡から生じる所得が日本の所得税・法人税の課税対象となります。これは平成17年度税制改正により、組合による内国法人への投資の場合において、個々の外国組合員の間接的な投資割合は低くても、組合単位で要件を判定して譲渡益に課税する制度が導入されたものです。

平成21年度税制改正では、国内に恒久的施設を有しない非居住者・外国法人が、特例適用投資組合契約等⁵を締結している場合において事業譲渡類似株式譲渡を行ったときは、「特殊関係株主等」の範囲にその特例適用投資組合契約等に係る他の組合員は含まれないものとして、事業譲渡類似株式譲渡の所有株数要件及び譲渡株数要件の判定を行う旨の特例が設けられました⁶。すなわち、国内に恒久的施設を有しない非居住者・外国法人が特例適用投資組合契約等に該当する組合型投資ファンドを通じて内国法人の株式等を保有し、かかる組合型投資ファンドを通じて内国法人の株式等を譲渡した場合には、事業譲渡類似株式譲渡の判定は、組合を一体として判定するのではなく、個々の組合員がその組合持分に対応した株数を有しているものとして判定することとなります。これにより、組合型投資ファンドを一体としてみれば、25%以上保有/5%以上譲渡の事業譲渡類似株式譲渡の要件を充足する場合でも、国内に恒久的施設を有しない外国組合員は、当該組合型投資ファンドに対するその持分が十分に少ない場合には、当該株式等の譲渡から生じる所得に日本の所得税・法人税が課税されないこととなります。

なお、本特例は、所有期間が1年に満たない株式等の譲渡、預金保険機構から取得した預金保険法に基づく特別危機管理銀行の株式の譲渡については適用がありません。

ん。

また、本特例の適用を受けるためには、非居住者・外国法人は譲渡年の翌年3月15日まで又は譲渡事業年度を含む事業年度に係る申告書の提出期限までに、財務省令で定める事項を記載した書類を必要な添付書類とともに納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません⁷。

3. おわりに

これらの特例により、外国人投資家による国内の組合型投資ファンドへの投資が促進されることが期待されています。しかしながら、組合契約に定められた有限責任組合員の権限の行使や有限責任組合員により構成されるアドバイザリーボード(諮問委員会)などの活動が、一定の場合には、組合事業に係る業務の執行等に該当する恐れもあり⁸、これらの特例に依拠するか否かについては慎重に検討をするべきであるように思われます。

¹ 租税特別措置法第41条の21第1項、第67条の16第1項
² 租税特別措置法第41条の21第3項、第67条の16第2項
³ 所得税法第164条第1項第4号イ、同法施行令第291条第1項第3号、法人税法第141条第4号イ、同法施行令第187条第1項第3号
⁴ 所得税法施行令第291条第4項第3号、法人税法施行令第187条第4項第3号
⁵ 上記1の特例の適用を受ける投資組合契約、並びに国内に恒久的施設を有しない非居住者・外国法人が締結している投資組合契約で、当該非居住者・外国法人が譲渡年又は譲渡事業年度以前3年以内で投資組合契約を締結していた期間において、(i)当該投資組合の有限責任組合員であること、及び(ii)組合事業に係る業務の執行等を行わないこと、との要件を満たす投資組合契約をいいます。
⁶ 租税特別措置法施行令第26条の31第1項、第39条の33の2第1項
⁷ 租税特別措置法施行令第26条の31第5項、第39条の33の2第4項
⁸ 経済産業省から「外国組合員に対する課税の特例、恒久的施設を有しない外国組合員の課税所得の特例における「業務執行として政令で定める行為」について」との文書が公表されており、一定の考え方が示されています。
http://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/sangyokin_yu/pdf/Q&A.pdf

当事務所は、旧興銀税務訴訟、東京都外形標準課税訴訟をはじめ、税務争訟・訴訟において多数の実績を上げ、現在も複数の移転価格案件、国際金融取引に関する大型税務訴訟等において、クライアントに助言しています。本ニューズレターは、当事務所に所属し、国内・国際取引に関わる税務訴訟・争訟・税務アドバイスに携わる弁護士・税理士から構成されるビジネス・タックス・ロー研究会により定期的に発行される予定です。当事務所のビジネス・タックス・ロー研究会は、当事務所の弁護士・税理士が、クライアントに対しより一層的確なサービスを提供できるよう、税務に関する最新の情報・ノウハウを共有・蓄積するとともに、ビジネス・ローに関する最新の情報を発信することを目的として活動しています。

(当事務所の連絡先) 〒107-6029 東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル(総合受付28階)
 電話：03-5562-8500(代) FAX：03-5561-9711~9714
 E-mail：info@jurists.co.jp URL：http://www.jurists.co.jp/ja/